

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 公園緑地課

許認可等の内容		有料公園施設の使用料の減免に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市公園有料公園施設に関する条例第6条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審 査 基 準	根拠条項	栃木市公園有料公園施設に関する条例第6条、減免基準に関する内規
	参考事項	栃木市公園有料公園施設に関する条例施行規則
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 2年 9月28日最終変更
	【 基 準 】 栃木市公園有料公園施設に関する条例抜粋 (使用料の減免) 第6条 市長は、必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 栃木市公園有料公園施設に関する条例施行規則抜粋 (使用料の減免) 第6条 条例第6条に規定する使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ公園有料公園施設使用料減免申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。 減免基準に関する内規 ◎ 全額免除の措置がとれるもの (1) 市が利用する場合。 (2) 市と各種団体との共催で利用する場合。 (3) 市行政に直接関係がある団体が、市長の承認を得て利用する場合。 (4) 市体育協会が主催する行事、ただし、通常の練習は除く。 (5) 市内の小・中学校が所属する学校体育連盟の主催する行事に利用する場合。 (6) 国・県の主催する体育大会へ、市の代表として決定した者の強化練習に利用する場合、ただし、一般の利用に支障のない範囲で、大会の1カ月前の期間とする。 (7) 市内の中学校が一般の利用に支障のない範囲で部活動として使用する場合。 (8) 市内の中学生以下の子供を対象として、大人の指導者の下で行う営利を目的としないスポーツ活動で使用する場合、ただし、栃木市総合運動公園は除く。 (9) 市内の総合型地域スポーツクラブが主催するスポーツ行事に、総合公園及び運動公園を使用する場合。ただし、栃木市総合運動公園は除く。	

(10) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介助人が利用する場合。

(11) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介助人が利用する場合。

(12) 栃木県療育手帳交付規則（平成12年栃木県規則第23号）第2条の規定により療育手帳の交付を受けている者及びその介助人が利用する場合。

◎ 50%減額の措置がとれるもの

(13) 市が後援する行事に利用する場合。

(14) 国または県の主催する行事に利用する場合

(15) 市内の高等学校が所属する学校体育連盟が主催して利用する場合。

(16) 市内の高等学校が一般の利用に支障のない範囲で部活動として使用する場合。

(17) 栃木市総合運動公園において、市内の小学生以下の子供を対象として、大人の指導者の下で行う営利を目的としないスポーツ活動で使用する場合。

◎ 30%減額の措置がとれるもの

(18) 別表に掲げる有料施設を市に住所を有するもので、65歳以上のものが、平日日中（開場～17時まで）において利用する場合。ただし、営利を目的とした活動は認めない。

◎ その他市長が特に必要と認めるもの。

別表（(18)関係）

1 栃木市総合運動公園

(1) 総合体育館

区 分			使用料	減額する額	減額後の使用料
主競技場	個人	1人1回につき	230円	70円	160円
補助競技場	個人	1人1回につき	230円	70円	160円
卓球場	個人	1人1回につき	230円	70円	160円
柔道場	個人	1人1回につき	230円	70円	160円
剣道場	個人	1人1回につき	230円	70円	160円

(2) 陸上競技場等

区 分			使用料	減額する額	減額後の使用料
陸上競技場	個人	1人1時間につき	100円	30円	70円
テニスコート	スポーツ	1面1時間につき	620円	190円	430円

(3) 弓道場

区 分			使用料	減額する額	減額後の使用料
弓道場	個人	1人1回につき	100円	30円	70円

2 大平運動公園

区 分			使用料	減額する額	減額後の使用料
テニスコート	スポーツ	1面1時間につき	420 円	130 円	290 円

3 藤岡渡良瀬運動公園

区 分			使用料	減額する額	減額後の使用料
テニスコート	スポーツ	1面1時間につき	420 円	130 円	290 円

6 西方総合公園

区 分			使用料	減額する額	減額後の使用料
テニスコート	スポーツ	1面1時間につき	420 円	130 円	290 円

備考

- 1 利用時間が単位未満であるとき又は利用時間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の時間を1単位として計算する。
- 2 1人1回につきの「1回」とは、2時間を限度とする1回の利用をいう。